

4 地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律の一部改正等

1. 地域介護・福祉空間整備等交付金の見直し

- 都道府県交付金^(※)は、廃止・一般財源化。

^(※)特別養護老人ホーム等の大規模・広域型施設の整備のための交付金

- 市町村交付金は、対象事業の範囲を拡充し、利用しやすい制度へと改善。

地域密着型サービスの拠点等の整備に加え、地域密着型サービスに必要な設備やシステムの整備や、介護療養型医療施設から介護老人保健施設への転換、既存特養の個室・ユニット化などの先進的事業を対象とする。

2. 介護保険の費用負担割合の見直し

- 介護保険施設等^(※)に係る給付費の負担割合を、次のように見直し。

^(※)都道府県指定の介護保険3施設及び特定施設

	【現行】		【改正後】
国	25%	→	20%
都道府県	12.5%	→	17.5%

3. 特定施設に係る事業者指定の見直し等

- 介護専用型以外の特定施設(混合型特定施設)について、介護保険施設及び介護専用型特定施設と同様に、都道府県介護保険事業支援計画に必要利用定員総数を定めて規制の対象とすることを可能にする。
- 混合型特定施設を住所地特例の対象にする。